

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

Autonomous Tourism in Heritage Tourism

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-04-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 西山, 徳明 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00002105

自律的観光とヘリテージ・ツーリズム

西山 徳明

(九州芸術工科大学芸術工学部)

Autonomous Tourism in Heritage Tourism

Noriaki Nishiyama

(Kyushu Institute of Design)

ツーリズム開発が地域にとって貢献的に作用するかどうかは、地域の主（あるじ）である地域住民や地域社会といった主体が、自らの意志に基づいて自発的（=spontaneous）にツーリズムを操り、かつツーリズムの気まぐれな性質に振り回されることのないように自律的（=autonomous）に振る舞う対応力を有するかどうかにかかっている。ホスト社会とヘリテージとの関係には、文化の継承性やインタープリタとしての適応性に関して様々な形態があり、考古遺産を資源とするヘリテージ・ツーリズムと歴史的集落・町並みを資源とするそれとではツーリズム開発のあり方も異なったものとなる。

Whether tourism development can contribute to the tourism destination area depends on whether the host community can handle tourism by spontaneous and autonomous will of oneself without being swung around in whimsical character of tourism. There are various forms on adaptability of local inhabitants as a successor of culture and interpreter in the relation of host community and heritage. The styles of tourism developments are different with whether it is tourism based on indigenous and inclusive resources as groups of buildings where now inhabitants live currently or based on exogenous and exclusive resources as an archaeological heritage.

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| 1. 研究対象としてのツーリズム | 7. 考古遺産とインタープリテーション |
| 2. 現代のツーリズム評価の到達点 | 8. ヘリテージ・ツーリズム目的地としての伝統的町並み |
| 3. 自律的観光の評価の枠組み | 9. 集落・町並みにおける自律的観光の枠組み |
| 4. ツーリズムの類型化と自律的観光の可能性 | 10. 結びにかえて：木造文化のオーセンティシティ |
| 5. ヘリテージ・ツーリズムの定義 | |
| 6. ヘリテージ・ツーリズムと地域社会 | |

Key words: Heritage Tourism, Autonomous Tourism, Interpretation, Cultural Tourism, World Cultural Heritage

キーワード：ヘリテージ・ツーリズム、自律的観光、インタープリテーション、文化観光、世界文化遺産

1. 研究対象としてのツーリズム

人を「旅 (=tour)」に駆り立てるには、まずもって旅行者 (=tourist) 自身における訪れたいと思う目的地や文化圏の有する魅力源 (=attraction base) に対する思いの蓄積すなわち動機づけが必要である。第二には、自らが属する社会および経由地や目的地に自分を送り出し迎え入れさせるための条件として法的制約や経済的制約、社会的因習、余暇時間・労働観などが整っていること⁽¹⁾、そして第三に目的地に自分を運ぶための交通、宿泊施設等の物的な条件が整っていることが求められる。ツーリズムとは、この「旅」という行為を成り立たせるあらゆる事象に関わる概念と言える。

20世紀になって、こうしたツーリズムが一挙に拡大してきた原因は、主に労働と余暇の分離による余暇時間の創出と、時間、空間上の制約を克服する交通と施設供給の技術革新、そしてレジャー産業や組織の発達が挙げられる。さらにこうして拡大してきたツーリズムが、国際的ないしは広域的に発展した条件は、ジャンボ機に代表される航空輸送の革命(マス化)と、大型宿泊施設の登場(標準化)、そして旅行を組織化、商品化し供給していく産業や諸機関の発達(パック化)である。こうなるには、当然観光需要が顕在化する必要があり、そのための条件は、①旅行者の発生地域における集約、②受入れ地域の開発整備、③両者を組織化、仲介する旅行斡旋業の結合関係が成立すること、である。またこうした観光活動に各国政府が興味を示すようになった主な理由は、外貨の獲得と国際収支改善への寄与が高いと考えたからであり、このようにして観光活動が社会的重要性を持つようになってはじめて、観光の研究がおこなわれるようになった。

筆者の属する地域・都市計画学からの視野に入る従来のツーリズム研究を概観しても、研究対象はこれらの条件に対応する以下の三つに大別できる。一つ目は、発生するツーリストの大半を占める大都市の余暇ニーズや観光・レクリエーション需要に関するもの⁽²⁾であり、この分野についての研究の歴史が最も長く蓄積も多い。二つ目は、ツーリズムの商品化とマス化を担う旅行エージェントやキャリア(旅客輸送業)等の戦略理論に関するもの⁽³⁾で、実践論としての研究が多く取り上げられるようになってきている。そして三つ目が、ツーリストを受け入れる観光目的地の開発論に関するもので、これについては、古来の温泉地や海外リゾート地の形成史等の基礎的研究⁽⁴⁾は見られるが、今後の観光地域開発を支えるような計

画理論に関わる研究⁶⁾は乏しく、対象の多様性、複雑さなどの理由からも、最も展開が遅れているツーリズム研究の分野であると言える。

2. 現代のツーリズム評価の到達点

1999年メキシコで開催された「文化観光に関する ICOMOS 国際科学委員会 (= the ICOMOS International Scientific Committee on Cultural Tourism)」において起草された ICOMOS 国際文化観光憲章 (= International Cultural Tourism Charter) の草案には、文化観光という限定はあるものの、今日におけるツーリズム評価の枠組みの一つの到達点および自律的観光開発のあり方への視点を見ることができる。憲章草案では、文化観光の対象となる資源または目的地を「歴史的な都心、町並みや集落、宗教的な場所、文化的景観、産業遺産地域、貴重な自然環境をもつ場所、博物館や美術館 (art galleries)、また先住民が管理の意志、権利または責任を持ち続けており、彼らにとって重要な意味を持つ古来からの場所も含まれる」と定義するとともに、遺産自身の重要性の保存や適切なツーリズムとの関係の構築に関わるべき主体を「ホスト・コミュニティ」と「遺産の所有者」「関係する先住民」の三者とし、以下のような6つの原則を用いることにより、遺産保存とツーリズムの関係を評価することを提唱している。

すなわち第1の原則は「遺産へのアクセスの保障」であり、訪問者にとっての空間的・物理的なアクセスだけでなく、遺産のもつ重要性や意味およびそれらとホスト社会の文化や伝統、慣習との関係に関する情報の確かつ公正なインタープリテーションやプレゼンテーションへのアクセスのあり方に言及している。第2の原則は「ツーリズムと遺産のもつ潜在的な価値観の対立関係に対する持続可能な関係の構築」であり、ツーリズム開発が遺産そのものの価値を減退させるといった明快な影響関係だけでなく、インタープリテーションによるオーセンティシティの歪曲化や既存開発計画の有するアセスメントによるネガティブ・インパクト回避の可能性等を重要な評価項目として挙げている。第3の原則は「訪問者の経験を価値あるものとする」とあり、保存やツーリズムのプログラムが訪問者に満足のいく情報や経験を提供できているかどうかを評価するとともに、訪問者が遺産の価値を尊重し保存に対して貢献的な姿勢や行動を積極的にとれるようなアクセスや滞在活動メニューを用意できているかどうかを評価項目としている。第4の原則は「ホスト・コミュニティの関与」であり、遺産の保存・管理に関する一連の政策や計画の決定プロセスに「ホスト・コミュニティ」と「遺産の所有者」「関係する先住民」が適切に関与し、その権利の行使や利益享受に関する公平性が保たれているかどうかとともに、彼らが希望する部分へのアクセスの拒否権が保障されているかが評価項目となっている。第5の原則は「ホスト・コミュニティへの利益の還元」であり、開発による不利益に対する対価としての経済的利益の保障はもとより、ツ

ーリズム・プログラムが、遺産のガイドやインタープリタの養成等を通じて、地元民の間で自分たちの有する遺産に対する知識と関心を高めることに貢献しているかを重視している。最後の第6の原則は「遺跡を改善するためのプロモーションの活用」であり、潜在的な訪問者への遺産に関する正しい情報の提供と、入り込み訪問者数の変動と総量の制御やスポット全体への分配、土産品販売を通じた地元への利益還元と文化の低俗化への配慮を評価項目としている。

こうした原則の書かれ方からも分かるように、この憲章においては、ツーリズム開発の主体を「ホスト・コミュニティ」や「遺産の所有者」「関係する先住民」といった受け入れ地域の主体自身に必ずしも置いていない。むしろ第三者や自己の政府による保存や開発行為を前提とし、自律的観光はむしろこうしたプログラムを経て、ホスト社会においてキャパシティ・ビルディングが成された後に展開するとしているかのように見える。しかしそれでも、遺産の意義や価値に関する適切なインタープリテーション情報の作成や遺産と訪問者との適切な関係の構築に対するホスト社会の関与、ホスト社会住民によるインタープリテーションへの関与といった視点は、近年の持続可能なツーリズム開発を目指す現場から着実に学んだ結果の反映と言え、自律的な観光開発の実現への布石となっているとも言えよう。

3. 自律的観光の評価の枠組み

ツーリズムは、産業資源の乏しい開発から取り残された地域にとって時として地域発展の甘い汁として劇的に作用することがある。一方では、観光開発などを全く望んでいない平穏な地域を、突然嵐のように襲うこともある。ツーリズムという現象が地域開発理論における外発的・内発的發展論だけで説明できないのは、こうしたツーリズムのあたかも固有の意志を持っているかのような気まぐれな性質によるものであろう。ツーリズム開発が地域にとって貢献的に作用するかどうかは、まさに地域の主（あるじ）である地域住民や地域社会といった主体が、自分の意志に基づいて自発的（＝spontaneous）にツーリズムを操り、かつツーリズムの気まぐれな性質に振り回されることのないように自律的（＝autonomous）に振る舞う対応力を有するかどうかにかかっている。言い換えれば、ツーリズムが地域の振興に貢献するかどうかは、外部からの投入（投資や観光客の流入）とそれを内部化し変化を誘導するところの地域に内在する能力（同化容力）との総合的な結合何如であると予測できる。したがってツーリズムは、地域の観光政策を設定しこなしうる組織が存在する地域においてのみ、発展のための健全な刺激をもたらすことができることになる。

ニコスは、それまでの日本の観光開発理論が開発者サイドの開発戦略的色彩が強かったのに対し、「観光地の成功は、それが大企業誘致型の観光開発であれ地元主体の観光開発であ

れ、結局は、地域に発生した観光活動がどれだけ地域社会に融合しているかによって決まる」としている。それを検証するために、観光地を地域社会とツーリズムの分離度という指標によって「飛び領地的開発」「準飛び領地的開発」「集落結合型開発」に3類型化した上で、地域同化容量(=regional assimilative capacity)の概念をもちい、それぞれの類型にとっての観光開発の適切な規模や形態と要求される計画主体や政策のあり方を示した⁽⁶⁾。結論では、観光開発が地域社会に貢献するかどうかは、外部からの投入(旅行客、資本)の関数であり、かつ地域社会の諸性質(資源、立地、社会-経済的特性、計画のフレームワーク)の合成ベクトルで、地域同化容量が包摂可能な開発規模で、高度な共同総合型(=highsynergy)開発、すなわち観光と地域の他のすべての諸部門との積極的な関係を促進するような開発を行う必要がある。受け入れ地域の同化容量が大きいほど、そして観光部門と地元の社会経済構造との間の不一致が小さいほど、その観光開発はより「地域の発展=development」の実現に貢献的であると言えるとしている(ニコス 1984)。

このツーリズム評価理論の着目すべき点は、地域の有する同化容量=キャパシティを固定的に捉えるのではなく、今日の地域開発理論の言葉を借りれば、キャパシティ・ビルディングによって高めることが可能なものとして捉えていることであり、現代社会におけるツーリズム開発のパラダイムとも言える持続可能なツーリズム(=sustainable tourism)への示唆と見ることができよう。自律的観光の評価の枠組みは、こうした基礎的な枠組みを個別のツーリズム開発地域や事例において検証する中で発展させていくことができると考える。

4. ツーリズムの類型化と自律的観光の可能性

現代社会で展開している様々なツーリズム現象を説明するために「・・・ツーリズム」という形による類型化が盛んにおこなわれている。これらにはエリート・ツーリズム⁽⁷⁾、マス・ツーリズムといったツーリストの旅行形態による類型などもあるが、ヘリテージ・ツーリズムがそうであるように、大半はそれぞれのツーリズムが対象とするアトラクションの属性によるものである。こうした類型化を概観すると、アトラクションとする資源の固有性(ユニークさ)を指標として以下のような説明ができるのではなかろうか。

まず、固有性が高くその土地でしか享受できないアトラクションを目的とするツーリズム形態には、世界遺産に代表されるような希少で記念物的価値の高い自然遺産を求めるツーリズムと、同じく文化財的価値の高い文化遺産を資源とするツーリズムがある。「遺産」に対する解釈の裾野がひろがりつつあるとはいえ、前者の形態が「ネイチャー・ツーリズム」であり、なかでもエコロジカルな環境やツーリズム形態に特化したものを「エコツーリズム」とよび、後者を「ヘリテージ・ツーリズム」とよぶことができる。

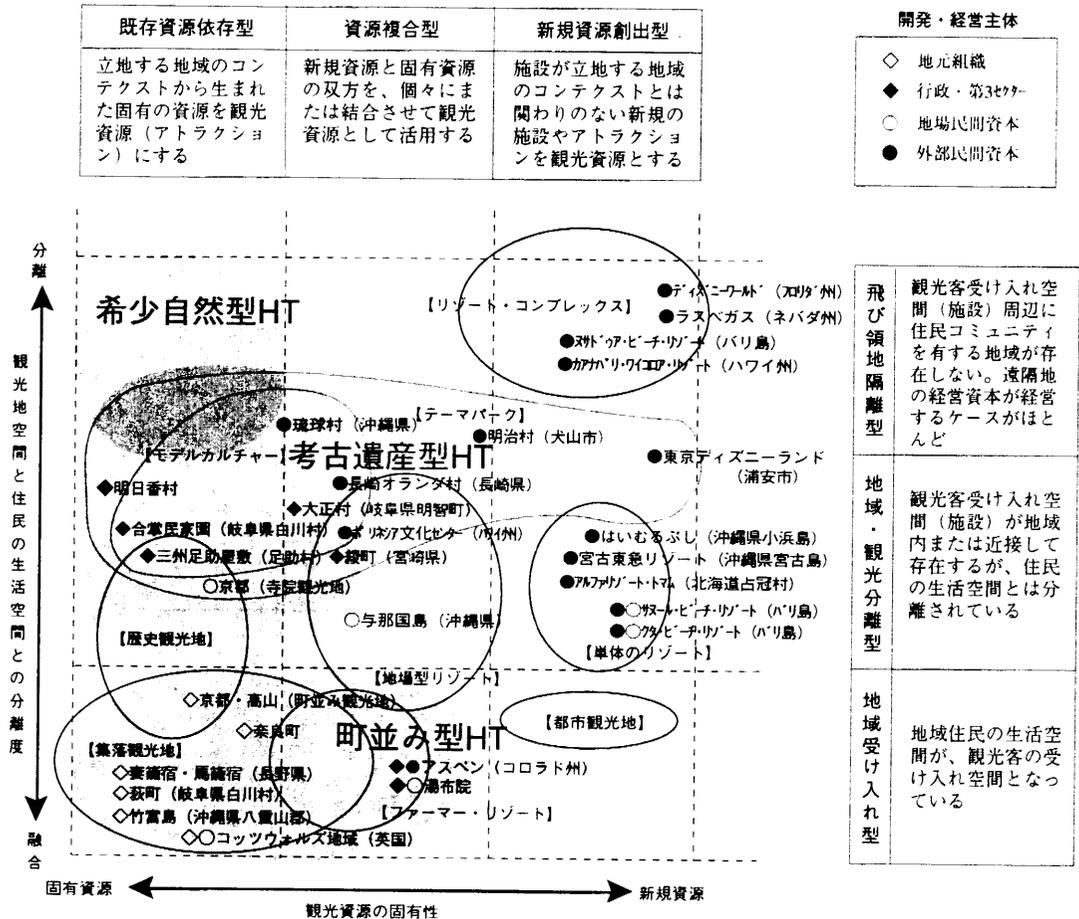


図1 「観光資源の固有性」及び「観光開発と地域社会の空間的分離度」から見た既存観光地類型

一方で固有性の高さを抛り所とはせず、田園的な環境や生活への回帰欲求を満たすことを目的として日常的に繰り返し訪れるツーリズム形態である「ルーラル・ツーリズム」や「グリーン・ツーリズム」、あるいは日常的な生活のなかで人間が普遍的に求める慰安や欲求を満たすことを目的とし、享受する対象物の希少性や飛び抜けた価値といったものを求めないものとして「リゾート・ツーリズム」や都市的魅力を資源とする「アーバン・ツーリズム」を挙げることができる。

本稿では、こうした既往の観光地類型の指標と概念を基に、地域によるツーリズムの自律的管理の可能性についての説明を試みた。具体的には、前記ニコスの類型化の指標を、地域空間と観光活動空間の分離度という捉え方でより明確化し、さらに地域の保有観光資源の固有性を評価指標に加えることで、自律的観光の研究対象事例をより明確に示した。固有性の高い観光資源を持つ地域は、新規資源に頼る地域に比較して、競争に晒される可能性が低く、持続可能な観光地経営が可能になると考えるからである。以上の考え方にに基づき、筆者が知見を有する種々の観光地域の「観光開発と地域社会の空間的分離度」と「保有（形成）観光資源の固有性」の2指標による分布を示し、さらにそれぞれの事例の開発・経営主体を「地元組織」「行政・第三セクター」「地場民間資本」「外部民間資本」に分けて示したのが図-1である。この類型分布図の分析により、本報告書においても中心的な分析事例となっている観光地群（白川村、京都の町並み、奈良町、湯布院、英国コッツウォルズ地域など）が、資源に固有性が高く、ツーリズム空間と地域社会との空間的分離度が低い（融合している）地域であることがわかる。またそれらの地域運営の主体が地元または行政・第三セクターであり、地域によるツーリズムの自律的管理の可能性の高いことを示した。

5. ヘリテージ・ツーリズムの定義

本研究報告集におけるヘリテージ・ツーリズムとは、文化観光あるいは文化遺産観光とおよそ同義であり、世界遺産条約やそれをめぐる議論のなかにおける自然遺産や複合遺産、あるいは文化的景観（益田 1995）を含むより包括的な意味でのヘリテージよりはやや狭義に捉えている。ここで言う「文化遺産」についても説明が必要であろう。河野は、静的な保存すべき「もの」、伝えるべき「もの」、共有すべき「もの」として「文化財」を言うのに対し、動的な人から人へ伝える「こと」、人間同士を結びつける「こと」を指して「文化遺産」と呼び、「文化財は具体的な個々の物件であり、文化遺産はより集合的、抽象的概念である」とした上で「文化観光とは、文化資源の保存、研究、発展を通じて、人々に鑑賞の機会を提供する文化活動の一形態である」と定義している（河野 1995）。こうした定義は、前述のICOMOS国際文化観光憲章における文化観光の目的地の広範な定義にも整合するものであり、今日における一般的理解として差し支えないと考える。

6. ヘリテージ・ツーリズムと地域社会

このようにヘリテージが文化遺産であるとした場合、当然その遺産を創出した文化があった。特定の文化遺産について考えるとき、その遺産の存する地域の住民や遺産そのものの所有者あるいはそれを管理し続けてきた先住民といった、遺産とそれらを取りまく人間社会との関係に様々な形態が想定できる。遺産に近接して、あるいは遺産の中に住む人々がその遺産を生み出した文化の直接の継承者である場合は分かりやすい。しかし現時点において空間的に遺産に最も近い人々が、その遺産を創出した文化と全く関わりのない、あるいは文化や文明が一旦断絶した後に住み着いた人々であるような場合は、契約上の所有関係は別として、そうした遺産が本質的に誰のものであるのかということが問題となってくる。もちろん遺産が観光資源として経済的価値を生み出す場合であれば、契約上の所有関係こそ重要となってくるかもしれない。

関の報告によれば、ペルーでは遺跡周辺の住民が遺跡自体に抱く歴史観と、国やユネスコの歴史観とに大きな乖離が見られるという。おそらく16世紀以来のキリスト教の布教により、征服以前の古代文化に対する否定的なイメージが形成され歴史的断絶が生じたため、地域住民にとって遺跡とは自分たちと別の次元、別の世界に住んでいた人々の造作物であるという認識があり、これが今日ペルーで最も深刻と言われる遺跡の不法占拠や盗掘といった行動に住民を駆り立てる背景となっているとしている。実際に遺跡を守る必然性を持たないこうした地域社会に世界遺産概念が組み込まれているが、こうした社会では、人類の普遍的遺産という概念どころか国家の遺産という言葉すら意味を持たない可能性もあるという(関 1999)。

これはむしろ遺産保護の立場からの問題提起であるが、ツーリズム開発の視点から見ても「文化遺産は誰のものか」という問いかけは深刻である。ツーリストは遺産そのものを目指して訪れるが、同時にその遺産に関わっている地域社会や周辺の住民のもてなしとともにその環境を享受する。その遺産を育んできた風土や周辺の状況は、遺産の価値を補完する重要な要素である。その遺産に関わる文化継承者や遺産をよく理解したホスト(ガイドやインタープリタもしくは通りすがりの地元住民)のもてなしはツーリストの訪問経験を豊かにするが、脈絡なくその場所での経済収入のみを求めて集まってくる物売りや土産店員に訪問経験を豊かにする交流を求めることは困難である。ツーリストは遺産そのものにだけ興味を示しているようであるが、実はその遺産の文化的意味における所有者にも同時に興味を持っている。

以下で、日本のヘリテージ・ツーリズムの現場を例にとり、遺産と地域社会との関係を、その生み出した文化や文明との断絶が避けられない例として考古遺産を、また文化の継承者が遺産に住み続けている例として歴史的な町並みや集落を挙げ、地域社会がヘリテージの管

理およびインタープリテーションを行うことの意味と課題について整理する。

7. 考古遺産とインタープリテーション

自然遺産にせよ文化遺産にせよ、それらが文化財や記念物等として国や国際機関からの保護を受けたり、あるいは世界遺産リストへの登録といった確固とした地位を得るには、当然ながら科学的な学術調査による価値付けというプロセスを経なければならない。ピラミッド、アンコールワット、法隆寺などは、あたかも現代人が物心つく頃より文化遺産であり国宝であって、それは太古からの常識のような錯覚を受ける。しかしこれらもある時期に識者や研究者の発掘等による発見があり、さらに長年にわたる調査と研究によってその価値が明確に位置づけられて、第一級のツーリズム目的地として世界遺産にも登録されているのである。

こうした学術調査において解明され体系づけられたその遺産に関する正当な知見や情報が、インタープリテーションにおいていかに生かされているかがまずは重要である。考古遺産に対する調査においては、基本的に発掘を中心とする物証とわずかに残された文字情報の解読が頼りであり、そこには専門家以外の立ち入る隙はない。遺跡の周辺に住み、潜在的なインタープリタである地域住民も、遅々としてしか進まない発掘調査を固唾をのんで見守るか、せめてパートタイムの発掘調査員として現場に関与するのが精いっぱいである。遺跡（史跡）公園として整備され恒常的に訪問客が訪れるようになっても、地域住民が遺跡と訪問者の間に立ってインタープリテーションを行うには、専門家によるしっかりとした遺跡に関する教育が施されなければならない。つまり専門家の介入無しにはホスト住民がインタープリタになることは不可能ということである。さらには、専門家の用語を素人に分かり易く噛み砕いて説明すること自体も大変である。発掘調査員を経験した者であれば発掘時の経験を交えて訪問者にユニークな解説も可能かもしれないが、地域の自然や環境と遺跡とのつながり、つまり自分の生活体験に基づいて語ることでできる場所の意味と遺跡との関係をインタープリテーションに盛り込むには、さらに別の専門性が求められるであろう。日本の考古遺産は発掘現場が一番面白く、整備されるとつまらなくなるとよく言われる。こうしたことが背景となり、整備事業においても、遺跡の存在価値を少しでも強くアピールするために十分な考証に基づかないままに上物（構築物）を造らざるをえないという、今日の考古遺産地域におけるヘリテージ・ツーリズム展開の悩みが現れているとみることができる。こうしたことから市民や地域住民を巻き込んでのまちづくりの糧として考古遺産を資源化することは難しいと一般的には考えられている。しかし自治体のイメージアップ戦略や市民のレクリエーションの場としてのオープンスペースとしての整備、また一歩進んだ遺跡地を含んだ里山などの近郊の自然と歴史を学ぶ環境学習の場としての活用などに取り組む事例が出てきている。さらに

は発掘の過程で、体験発掘といった参加型のツーリズム形態への応用も注目を集めている。自律的観光の実現においては、常に遺産を管理した遺産を誰よりも理解してインタープリトする主体（ホスト）のあり方が問題となる。こうした考古遺産を資源とする開発において自律的観光としての発展を目指そうとすれば、定型的でなく常に訪問者に刺激を与え続けることができるようなインタープリテーションのあり方とはどのようなものか、そしてそれを誰がいかなる立場で行うのが課題となろう。

8. ヘリテージ・ツーリズム目的地としての伝統的町並み

近年、伝統的な集落や町並みがヘリテージ・ツーリズムの対象として注目を集めている。こうした地域は、昭和40年代から全国的な広がりを見せるいわゆる町並み保存運動の発展によって、ふるさと回帰志向を満たす対象としてのみでなく、その文化財的価値までが広く認知されるようになったものである（木原 1982）。こうした世の動向を受けるかたちで昭和50年に文化財保護法が改正され、重要伝統的建造物群保存地区（以下、重伝建地区）制度ができた。保存地区は、25年を経過した2000年度までで58を数える。また、1997年度時点で文化庁が把握している全国の集落・町並みは、719自治体、977地区にものぼり、こうした広い裾野を持つ集落・町並み群において、重伝建地区がいかに重要な意味を持つかが理解できる⁽⁸⁾。この制度を成り立たせている動態保存の理論は、同じ建造物でも神社仏閣や城郭のような文化財とは、その保存の思想と方法論が決定的に異なる。伝統的町並みには、その文化財的価値そのものである地域空間のなかに活きたコミュニティが存在し、その住人が現代人として当然の生活向上や経済的発展を遂げながら、取りまく生活環境の文化財としての価値も維持・継承するという無理難題を解決しなければならない。つまりは保存という行為がまちづくりや地域振興の取り組みの中で実践されていくことになったのである。

58地区を数える重伝建地区においては、自治体および建築史学や都市計画学の専門家達はそれぞれの地区のコンテキストに即した「保存計画」を策定する中でこの動態保存の理論を発展させてきているが、今日においてもこの難題に関しては部分的にしか答えを見出せてはいない（三村 2000）。一方こうした地域の多くが過疎化や高齢化による活力低下を伴う中山間地域に立地していることから、必然的にツーリズムの存在意義が大きなものとなっている。しかし文化財的価値を維持・継承しようとする保存の考え方と、その価値をツーリズム資源として活かして地域振興を図ろうとする考え方の両者には、互いを必要としつつ阻害し合う明らかな矛盾関係がある。このツーリズムという現象が引き起こす不可解で扱いにくいインパクトを地域社会がうまく同化しうるかどうか、この難題を解く糸口が隠されていると考えられる。

日本人がこの集落や町並みの魅力に気づくのは、昭和45年から始まる旧国鉄の「ディスカバー・ジャパン」キャンペーンの頃からである。一生に一度と新幹線や航空機で京都、奈良、鎌倉に駆けつけるだけでなく、ローカル鉄道で身近なふるさとのまちに足繁く訪れることも、日本人らしい旅の形であると皆が考えるようになった。しかし、この時すでに多くの町並みは、経済成長に膨らむ都市に活力を吸い上げられ、土地土地の文化に支えられてきた自らの姿を維持することが困難な状況に陥っていた。町並みは、滅びの美学を求める？観光客の欲求を一時的には満たしたが、多くは過疎化や都市化により、支えとするコミュニティと文化を失い、衰退あるいは観光への身売りによって変貌した。今日においてなおヘリテージとしての伝統的な景観が維持されている集落・町並みは、こうした洗礼の中で自律的観光の取り組みに成功し、景観保存・管理とまちづくりとを実践している地域か、あるいはブームに晒されることなく、中山間地域において未だにその価値が見出されていない地域のいずれかであると言えることができるであろう。

9. 集落・町並みにおける自律的観光の枠組み

自律的観光を課題とする本書の報告事例において日本国内外の集落や町並みが多く取り上げられていることから分かるように、地域住民の住む生活空間に訪問者を招き入れることによって成り立つこうした形態のヘリテージ・ツーリズムにおいてこそ、最も鮮明に自律的観光の諸相を捉えることができるのではなかろうか。集落や町並みにおいて持続的観光(= sustainable tourism)の展開を目指そうとすれば、ツーリズムに対するホスト社会の自律的な態度が最も強く求められることになるのである。

従来の集落・町並みにおけるツーリズム開発の手法をみると、公共による資源となる景観の保全整備と資料館や観光利便施設整備が中心で、地域住民による組織化が十分に行われないうために町並みという資源そのものの管理やツーリズムの受け入れに対する住民コンセンサスが形成できないままとなり、外部資本の無思慮な流入を許したり、個々の住民による利益の追従からエージェンシーや観光客に迎合する取り組みしかなされていなかった。その結果、地域の個性が減退し競合力の低下を招いてきた。こうした地域において自律的観光を展開するには、訪問客とホスト・コミュニティとの交流関係をホスト側から主体的に設計していくことが求められる。筆者はこれまでの複数の事例地域において得られた知見に基づき、自律的観光の実現には、以下に述べるような「空間設計」「演出設計」「誘致設計」という一連の観光活動(=ツーリズム)設計に対するホスト・コミュニティの主体的な取り組みが必要である、とする仮説を得た(西山 1990)。

「空間設計」とは、観光開発または再整備などによってツーリズムを展開する舞台を設計

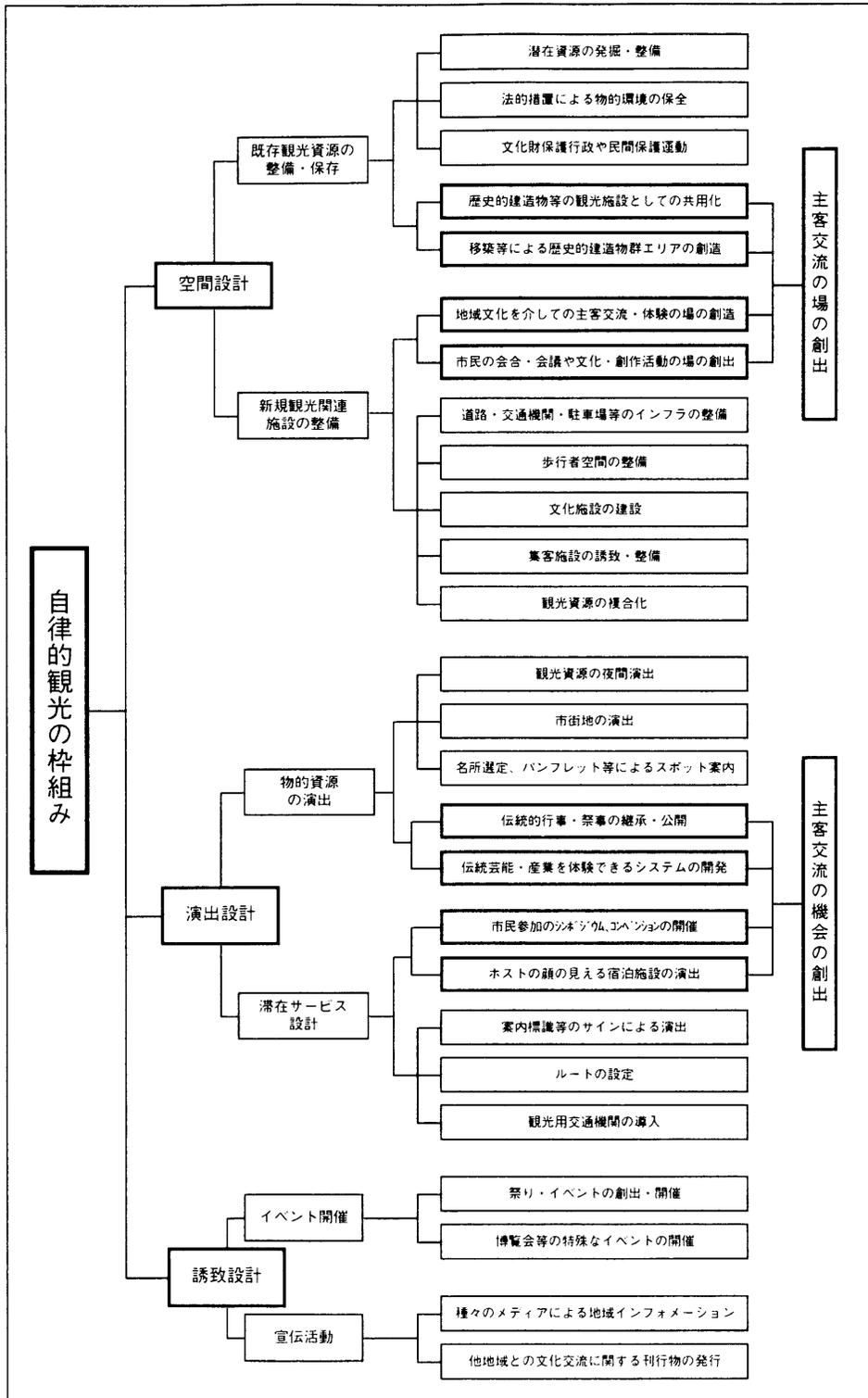


図2 集落・町並みにおける自立的観光の枠組み

する事であり、具体的には地域の魅力（アトラクション）となる空間の設計と、地域における訪問者の滞在行动をささえる基盤設備の設営設計とに分けられる。前者には、新たな観光資源の創出や、既存の歴史的資源の観光施設としての活用のための整備、旧来からの観光施設の再整備などが当たる。それに対し後者には、直接観光客を惹きつけるアトラクションではないが、地域におけるツーリズムの展開に不可欠となる飲食施設や宿泊施設、衛生関連施設や交通関連施設などの整備が含まれる。自律的観光の展開に求められる空間設計上の要件の主要なものは、(1)ホストによる適切なインタープリテーションが可能な主客の交流の場をつくること、(2)訪問者をむやみに生活空間に招き入れないような空間的な制御をおこなうこと、(3)ホストのプレゼンテーションの意志を的確に示す形の地域内の空間整備を行うこと、である。ツーリズム空間を設計していくうえで重要なことは、それを背景（舞台）としてホストが活き活きと振舞え、主客が交流できる空間をつくり出すという目標をもつことである。観光資源保護の視点から見ても、地域の空間は基本的に、その地域コンテキストを受け継ぐ住民が主体となって設計し実現化していくことが望ましい。そのためには、個々の住民が興味をもち、地域空間に対する認識を深めて共通の設計指針をもつ必要がある。それがある程度の成熟を見ればマニュアルなどの形にして受け継いでいくことも可能となる。

「演出設計」とは、「空間設計」によって地域にしつらえた空間をホストとゲストの交流の場として使いこなす戦略の設計であり、地域を構成する様々な要素を統合して地域の魅力を訪問客にプレゼンテーションまたはインタープリトする方策策定を意味する。それはホストの有する文化の表現であるともいえ、自文化を見つめ直すことにもつながる。「演出設計」では、地域内での訪問客の滞在形態をホスト側から積極的に働きかけて誘導することが可能である。演出設計上の要件の主要なものは、(1)演出行為がホストの主体的意思に基づくこと、(2)演出対象はホストが誇りを持てるものでありそのことがホストによって十分に検証されたものであること、(3)対象が演出することによって変質しないようにすること、である。演出とは虚を演じるのではなく、ホストの誇れるものをより効果的にゲストへ表現してみせることである。そのためにはホスト自身が自らの文化を深く学び演出方法に知恵を絞らなければならない。演劇が役者と観客の一体化によってより高揚していくように、主客の交流が健全におこなわれることが目標となるが、一方でそれによって地域の文化そのものが変容してしまわないような冷静な監視体制もつくられる必要があるだろう。

「誘致設計」とは、「空間設計」と「演出設計」によって準備された地域に招くべき相応しい客層を設定し、それらを誘致する対外向け戦略の設計であり、望ましい観光客の誘致方法をホスト側が主体的に計画することを意味する。そこでは「いつ来てもらいたいのか」という季節や時間の設計や、「どんな人に来てもらいたいのか」という客層の設定、さらにはどういったパイプによって誘致を図るか、つまりエージェンシーや観光協会等をいかに介在させ

るか等、ホストとゲストの関係の設計等が含まれる。誘致設計上の要件の主要なものは、(1) エージェンシー依存を避け独自の顧客ネットワークをもつこと、(2) エージェンシーに対して交渉力をもつこと、(3) 観光入り込みの通年化を図ること、(4) 観光客の量的および質的制御をおこなうこと、である。まずは、地域の観光活動の規模や資源の質に見合った観光客の量と質を誘導または制御する、ということが地域住民共通の目的として明確化されることが必要である。まだ来ぬゲストである都市民に対しては、ホスト個々が直接働きかけることができないため、誘致設計は、その目的を十分に認識した組織（行政や地元観光協会など）が設計主体となり、都市民に直接またはその代理人となるエージェンシーに対して専門的におこなうことになる（西山 1995）。

10. 結びにかえて：木造文化のオーセンティシティ

以上のことから考えれば、ヘリテージ・ツーリズムが持続的観光（＝Sustainable Tourism）として展開するには、その資源となるヘリテージのオーセンティシティをいかに的確に認識して維持、継承していくかということ、そしてそれを守り継承していくホスト・コミュニティが気まぐれなツーリズムという現象に対していかに自律的に対応していくことができるかにかかっているとと言えるだろう。

日本の木造建築文化が世界遺産に値するかどうかについては、欧米と日本の識者間で、そのオーセンティシティ（本物性）をめぐり、ずいぶん議論が交わされたようである。ヨーロッパの石造物や日本の墳墓といった形を変えない不動の建築物であれば、築造主を支えた文化が途絶えても、子孫が「もの」としてその遺産を授かり維持することは可能である。しかし日本の木造文化は、創り出した建築物に手を入れ続けなければその価値と存在を維持できない宿命をもつ。草屋根の葺き替えはもとより、柱や梁までが、修理で取り替えられることが西歐的オーセンティシティの価値観には許せなかったに違いない。だが、高温多湿なモンスーン気候と地震に対し、こうした方策をとることで日本人は建築文化を磨き高めてきた。だとすれば、そうした伝統技術と村落コミュニティが支え続けてきた歴史的な集落や宿場町、いわゆる「まちなみ」を訪れる旅こそ、生きた日本の木造文化に触れる最良のヘリテージ・ツーリズムといえそうである。

ヘリテージ・ツーリズムとは、本来、最も遺産の意味と大切さを知る人、すなわち継承者であるホストの視点に近づき、遺産とそれを育んできた地域文化にふれる旅のはずである。そうしたゲストの謙虚な心構えと、ホストの自文化や遺産を大切にす姿勢が前提となって、自律的観光は展開していくと筆者は考える。

注

(1) ここでの社会が備える条件に対応するものとして、スミスは、人を旅行に駆りたてる動機に主に着目し「ツーリズム＝余暇時間＋可処分所得＋地域に根ざした道徳観」としている（スミス 1989）。

(2) これには例えば（社）日本観光協会が二年に一度行っている「大都市市民の観光レクリエーション」調査（平成9年に第14回）や（財）余暇開発センターが行っている様々な都市市民の余暇需要に関する調査研究が当たる。

(3) これには例えば湯沢昭「東北地方における国際航空旅客の構造分析と航空需要予測」日本都市計画学会学術論文集（27）pp.289-294、や日本観光学会「日本観光学会誌」に掲載されている観光政策等に関する研究が当たる。

(4) 池田憲一郎他「海浜リゾート都市の発展過程の比較分析」日本都市計画学会学術論文集（26A）pp.409-414、など。

(5) （西山 1990）（ニコス 1984）などは数少ない内の例といえる。

(6) 「同化能力評価のための指標」としては、①旅行需要の特性、②観光活動拡張の成長率、③地域環境の弾力性、④地元および地域経済の特性、⑤資源の質と促進的な因子、⑥観光開発における地元の包摂、⑦観光成長への態度、⑧計画機構の適切さ、を挙げている。

(7) スミスが、観光客数と受け入れ社会の順応性の側面から観光客の型を7類型化した内の「旅行通の観光客（Elite tourist）」による（スミス 1989）。

(8) 文化庁「伝統的集落における歴史的環境整備を中心とした地域活性化方策の調査・検討報告書」1998 による。

文 献

文化庁

1998 「伝統的集落における歴史的環境整備を中心とした地域活性化方策の調査・検討報告書」文化庁

池田憲一郎他

1991 「海浜リゾート都市の発展過程の比較分析」日本都市計画学会学術論文集（26A）pp.409-414

河野靖

1995 「文化遺産の保存と国際協力」風響社

木原啓吉

- 1982 「歴史的環境～保存と再生」 岩波書店
益田兼房
- 1995 「世界遺産条約～文化遺産からみたそのしくみと日本の課題」『講座 文明と環境
第12巻：文化遺産の保存と環境』朝倉書店 pp.250-257
三村浩史
- 1999 「歴史的集落・町並み保存の意義と課題」『月刊文化財 No.444』第一法規出版社
pp.10-12
日本観光協会
- 1997 「大都市の観光レクリエーション 第14回」(社) 日本観光協会
西山徳明
- 1990 「観光地域が主体的に発展できる観光活動設計条件に関する研究」日本都市計画
学会学術論文集 (25) pp.631-636
1995 「観光開発地域における文化変容、演出設計および景観管理計画に関する研究」
京都大学学位論文京都大学学位論文
- ロシディス, ニコス・J (Nicos. J. Rossides)
- 1984 「The Role of Tourism in Regional Development and Alternative Planning Strategies with
Special Reference to Island Contexts (地域振興における観光開発の役割とその地域計
画論)」京都大学学位論文
- 関雄二
- 1999 「グローバル化する文化遺産～歴史観の違い 概念あいまいに」読売新聞
(1999.11.25 夕刊)
- スミス, バレーヌ・L (Valene. L.Smith)
- 1991 「序論」『観光・リゾート開発の人類学』pp.1-26、勁草書房(1989, Hosts and Guests
- The Anthropology of Tourism ; the University of Pennsylvania Press)
- 湯沢昭
- 1992 「東北地方における国際航空旅客の構造分析と航空需要予測」日本都市計画学会
学術論文集 (27) pp.289-294